

糸満市立高嶺中学校 部活動規定

1 部活動の目的

- (1) 健全な趣味、特技を育て、余暇を有意義に活用できる知識・技能・態度・習慣を身に付けさせる。
- (2) 自主的・自発的な活動を促進し、自分たちの力で集団生活をより楽しく、よりよいものにする態度や実践力を養う。
- (3) 共通の興味や関心を基盤とした集団生活を行う中で友情を深め、社会性等を養い教師と生徒、上級生と下級生の望ましい人間関係を育てる。

2 基本方針

- (1) 教育活動の一環という認識のもとで指導する。
- (2) 部員、保護者、指導教師(外部指導者)、担任、養護教諭が連携を密にしながら共通理解のもとで、協力体制を確立しながら指導する。
- (3) いつ・いかなる場においても中学生としての基本的な生活態度、マナー等が身に付くように指導する。
- (4) 家庭生活、学校・学級活動においては、自主的・自発的に計画・実践し、他の生徒の模範となるように指導する。
- (5) 毎週水曜日は「ノー部活デー」とし、休養日とする。また、土・日は少なくとも1日以上を部活動休養日とする。ただし、大会前であれば、校長の許可を得て活動してもよいものとする。なお、平日の活動時間は2時間程度、休日は3時間程度とする。
- (6) 毎月第3日曜日は完全部活動停止(「家庭の日」)とする。なお、理由があつて練習を行う場合は、『部活停止期間活動許願い』を学校長に提出し許可を得る。なお、水曜日の「ノー部活デー」に練習を行う場合も同様とする
- (7) 長期休業中は家族と触れ合う時間や各種の体験的活動の時間が確保できるよう、週2日の休養日以外の長期休養(オフシーズン)を設けることとする。
- (8) 早朝練習や延長練習は保護者の許可と校長の承認を得る。延長時間は30分とする。
- (9) 早朝練習、延長練習を行う際は、『早朝練習許願い』、『部活動延長許願い』を学校長に提出し許可を得る。
- (10) 基本的に合宿は認めないこととするが、保護者監督責任のもと行う場合は許可できるものとし、本来の部活動練習を逸脱することがないように計画・実施する。但し、事前に計画書を作成し学校長の許可を得ること。
- (11) 部の設立・活動について
 - ① 部の新規設立はできないものとする。(※学校の規模、職員数からみて難しい)
 - ② 同好会について
 - ア 活動は、部活動規定に準じて行うものとする。
 - イ 4月の部活動入部式(正式入部)の時点で大会(団体戦)に出場できない(規定の人数がいらない)場合、同好会として活動をスタートする。
 - ウ 顧問は配置しない。
 - エ 学校の規模(生徒数や職員数)や活動状況を見て、同好会としての存続も困難だと判断された場合は、休部や廃部の措置をとる(その決定は校長が行うものとする。)
- (12) 必要に応じてキャプテン会をもち、毎月の反省や活動内容の報告を行う。

3 部員の心得

- (1) 指導教師（顧問）の指導は素直に受け入れる。
- (2) キャプテンは常に指導教師と連絡を密にし、練習がスムーズにいくように努める。
- (3) キャプテン及び部員は常に安全面に気を配って活動する。
- (4) 学習態度や服装をきちんと整えると同時に、時間のけじめをつける。
- (5) 先生方や来客への挨拶はもちろん、部員間の挨拶も明るく元気に行う。
- (6) 施設・用具は大切に扱う。
- (7) 部活動を理由にして、学級の仕事、学校行事をおろそかにしない。
- (8) 職員室への出入りは、礼儀正しく行い、用件をはっきり言えるようにする。
- (9) 常に動作は機敏にし、下校時は寄り道や、買い食いはしない。
- (10) できるだけ金銭は持ってこないようにする。（万一金銭を持ってきた場合は、顧問教師に預けるようにし、紛失や盗難には十分気を付けるようにする。）
- (11) 練習試合等は顧問教師とよく相談して決める。
- (12) スポーツをするのにふさわしい服装で活動する。
- (13) 部室・使用した施設をいつもきれいにする。
- (14) 練習においては常に自分の長所を生かすように努力するとともに、自分の短所は改めるよう努める。
- (15) 練習は互いに信頼し合い、友情を深め、下級生が頑張れるように技術的、精神的な面を助言できる尊敬される上級生になるよう努力する。
- (16) 家族や周囲の人からも、部活動をさせてよかったと思われるように努力する。
- (17) 常に高嶺中学校の生徒として、誇りと自信を持って行動する。

4 指導教師(顧問)に関すること

- (1) 顧問及び副顧問は教師または部活動指導員が担当し、教師の興味・関心を考慮の上、学校長が委嘱する。又、原則として全教師で部を担当する。
- (2) 部活動指導員及び外部指導者の導入については、部顧問会で検討・承認し、校長の許可を得る。
- (3) 部活動指導員及び外部指導者は学校や顧問の指導方針に基づき指導にあたる。
- (4) 定期的または臨時に部顧問会を開き、各部の情報交換及び共通理解を図る。

5 活動練習等に関すること

- (1) 活動は顧問教師や副顧問教師がつくことを原則とする。活動時のケガ・事故等については顧問教師（副顧問教師）が責任を持って対応することとする。（迅速な対応、確実に連絡）（独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程において外部指導者のみの指導時にも保険は適用されます）
- (2) 安全面に配慮して活動する。
 - ① 気分が悪いときは活動しない。
 - ② 事故があった場合は、すみやかに対処する
- (3) 活動時間は次の通りとする。活動時間は厳守すること。

月	練習終了時間	最終下校時間
1月～11月	6：00	6：15
12月	5：30	5：45

※公式戦の前においては、校長の承認を得れば顧問がついて30分まで延長できる。

- (4) 平日の体育館割り当ては、体育館を使用する部活動顧問で方針を確認する。

(5) 長期休みの活動は、原則として顧問及び副顧問の指導のもと、以下の時間帯で活動するものとする。顧問が急用等で不在の場合は、次のように対応する。

- ①隣で活動している部の顧問の先生が、安全管理上可能だと判断し、了承したとき。
- ②日直の先生の許可を得たとき。その際、部員は日直の先生に活動の開始・終了の報告と、ケガなどがなかったか報告を行う。

体育館	A	8 : 30 ~ 11 : 00	A'	9 : 00 ~ 12 : 00
	B	11 : 00 ~ 13 : 30		
	C	13 : 30 ~ 16 : 00	B'	12 : 00 ~ 15 : 00
運動場	8 : 00 ~ 12 : 00			

*部活動数に応じて体育館の使用時間は変更します。

- (6) 学級活動・生徒会活動・学校行事を優先し、他に迷惑をかけないようにする。
- (7) 定期テスト前は、各5日前から活動を停止する。但し、公式試合に近い場合は校長の許可を得て1時間程度活動できる。
- (8) 活動する場所の施設利用心得を守り、常に整理整頓、場の補整に努める。
- (9) 休みの日に部活動のため登校する場合は、運動着(部で決められた服装)で登校する。また、草履やスリッパ履きは禁止とする。自転車での登校は禁止とする。
- (10) 活動時の服装は、体育着及び部のユニフォーム(スポーツウェア)とする。
- (11) 活動前から一切の買い食いを禁止する。
- (12) 休みの日で昼食時間を挟む場合は、原則として弁当を持参する。
(弁当殻は必ず各自で持ち帰ること)
- (13) 早朝練習は1時間程度とし、朝の活動にも参加できるようにする。但し、事前に許可願を作成し学校長の許可を得ること。
- (14) 本校が大会会場となる場合は管理職の許可を取り、部活動担当、体育館(または運動場)を使用する部の顧問に連絡をする。

6 練習試合について

- (1) 練習試合は顧問教師・副顧問教師・部活動指導員が引率することを原則とする。
- (2) 練習試合におけるケガ・事故等については顧問教師(副顧問教師)が責任を持って対応することとする。その際「日本スポーツ振興センター」の適応範囲内で行うこととする。
- (3) 本校で練習試合を行う場合、時間などの調整は部顧問で行う。

7 規定違反について

- (1) 下記の規定に違反した部については、原則として部活動を停止する。期間は、部顧問会で決定する。(期間中は美化・奉仕作業等を行う)
 - ①違法行為(喫煙、飲酒、薬物乱用、暴力行為、金銭せびり、いじめ等)
 - ②練習時の後片づけ・戸締まり等が悪いとき
 - ③部室を活動時間以外に使用したとき
- (2) 著しく規則を守らない生徒及び部についての指導(活動停止、対外試合の出場停止処分)は、部顧問会で話し合い、学校長が決定する。

8 入退部について

- (1) 入部は保護者の承諾を得て、所定の用紙に記入し、顧問に提出して許可を得る。
- (2) 退部するときも同様に保護者の承諾を得て、所定の用紙に記入し、顧問に提出して許可を得る。
- (3) 顧問の指導に従わない部員は、退部の処分を受けることもある。その場合、顧問または担任は、その旨を保護者に連絡する。

9 部活動中の事故について

- (1) 万一事故が発生した時は、「日本スポーツ振興センター」の規定内で対応する。
- (2) 顧問や外部指導者の指導のもとで発生した事故については適応できる。



10 部活動係について

部活動を円滑に行うため、次の係を置く。

- ・部活動主任（ 田港朝也 ）
- ・部活動副主任（ ）

11 活動費について

- (1) 入部するときは、部活動規則を守ることを保護者と連名で誓い、入部届を提出する。その際、部活動費として3,000円を納める。年度途中から入部した場合は以下の表の通りとする。

月	1学期(4~8月)	2学期(9~12月)	3学期(1~3月)
部費	¥3000	¥2000	¥1000

- (2) 他の部を退部し、別の部に途中入部する場合の部活動費は、上記の表をもとに算出し、退部した部から途中入部した部に引き渡す。

例1 4月入部、9月再入部→(3000-1000=2000円)

例2 9月入部、1月再入部→(2000-1000=1000円)

- (3) 休部するときは、保護者連名で休部届けを部顧問に提出、許可を受けてから休部する。尚、入部時に納入した部活動費は返金されない。
- (4) 個人の活動に必要なものは受益者負担とし、必要な場合には部費として徴収することができる。
- (5) 県外・離島大会への派遣については、別途予算とする。

12 保護者との連携

- (1) 原則として各部の保護者会（会長・副会長）を組織する。
- (2) 必要に応じて、各部の保護者会（会長・副会長）と代表者会議をもつ。
- (3) 生徒の送迎においては、保護者が責任をもつ。

13 部室使用規定

- (1) 貸与
 - ① 各部の活動の充実と円滑な運営のために部室借用希望の部に部室を貸与する。
 - ② 部室を貸与された部は、「部室使用規定」を厳守すること。

(2) 貸与期間

- ① 貸与期間は1年とする。
- ② 貸与の決定は、4月に部顧問会で審議し決定する。
- ③ 部室使用部活
ア、野球部 イ、サッカー部 ウ、女子ソフトテニス部 エ、男子バスケットボール部
オ、女子バスケットボール部 カ、女子バレーボール部 (R6 夏季中体連大会まで)
キ、男子バドミントン部 ク、女子バドミントン部

(3) 使用目的

- ① 部室は、部活動に必要な道具・備品の保管場所として使用すること。
- ② 私物は置いてはならない。
- ③ 部室は、部員の着替え場所として使用すること。(部員以外の入室は禁止する。)
- ④ 休養及びミーティングの場としての使用は認めない。
- ⑤ 体育の授業や行事のための着替えの場所としての使用は認めない。

(4) 使用時間

- ① 使用時間は部活動時とする。(授業時間、休み時間の入室及び使用は認めない)
- ② 休日及び長期休業中に関しては、顧問の指導のもと使用することができる。

(5) 鍵の管理

鍵は活動上必要に応じて職員室より先生の許可を得てから借り、活動終了後直ちに職員室に返却する。

(6) 清掃・整理整頓

- ① 部室内及び部室周辺は、借用している部で責任を持って常に清掃・整理整頓する。
(落書きも一切認めない)
- ② 活動上不必要な掲示物は禁止する。
(窓ガラスには何も貼らず、中の様子がわかるようにしておく。)

(7) 戸締り・消灯

部室使用後は、責任を持って戸締り・消灯・施錠する。

(8) 破損

- ① 施設・備品等を破損、汚損等した場合は、速やかに部顧問へ届け出ること。
- ② ①においては、破損・汚損した者がこれを修復または弁償すること。

(9) その他

部室内及び部室前通路での飲食は禁止する。

(10) 罰則規定

上記条項に違反したときは、部顧問会及び校長の名で直ちに部室の使用を禁止する。場合によっては返却を命じる。

(11) 改定

「部室使用規定」の改定は、必要に応じて部顧問会で審議改定し、校長の名で知らせる。